

障害者施策における近年の国の動向

平成18年4月 障害者の自立を一元的に支援する、障害者自立支援法の施行

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとされました。

平成18年12月 高齢者・障害者等の移動等の円滑化を促進するバリアフリー新法の施行

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）として一本化されました。

平成19年4月 障害児の教育の充実を図るため、学校教育法等（一部改正）の施行

児童生徒等の障害の重複化や多様化による個々のニーズに柔軟に対応するため、障害種別に対応した特別支援学校制度の創設、小中学校での特別支援教育の推進等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るために一部を改正し、施行されました。

平成19年9月 国連総会にて採択された障害者権利条約に我が国が署名

平成18年12月に国連総会にて採択された障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための国際条約です。障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者の社会への参加・包容の促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等が明記されています。この条約の起草にあたっては、障害者間で使われているスローガン“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）の趣旨から、障害者団体も同席し発言する機会が設けられました。

平成21年4月 障害者の就業機会拡大を目的とした、障害者雇用促進法（改正）の施行

中小企業における障害者雇用の促進や短時間労働への対応など、障害者の雇用対策の強化による障害者福祉施策との有機的な連携を図るために改正され施行されました。

平成21年12月 障害者制度の集中的な改革を行う、障がい者制度改革推進本部を設置

障がい者制度改革推進本部は、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣に設置されたものです。

同本部では平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止して後継法を制定することとしていました。

平成23年8月 障害者への「合理的配慮」を追加した、障害者基本法（一部改正）の施行

障害者基本法の改正により、障害のある人に対する「合理的配慮」という法的概念が日本の国内法で初めて明記されました。

平成 24 年 10 月 障害者の権利利益の擁護に資するため、障害者虐待防止法の施行

障害者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うために、障害者虐待防止法（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が成立しました。虐待を、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待の3つに分類し、またその種類については、身体的虐待、ネグレクト（放棄・放任）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に分類しています。障害者の養護者や福祉施設の職員、職場の上司等に障害者への虐待対策の必要性と責務が明記され、虐待を発見した国民には公共団体等に通報する義務を、国と地方公共団体には虐待の防止と支援を義務づけています。

平成 25 年 4 月 日常生活及び社会生活を総合的に支援する、障害者総合支援法の施行

障害者自立支援法の法律名と内容が改正され、障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が成立しました。法に基づく生活支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることが法律の基本理念として新たに掲げられました。

障害者・児の範囲について、「制度の谷間」を埋めるべく、新たに難病等が加わりました。また、障害者に対する支援では、①重度訪問介護の対象拡大、②ケアホームとグループホームの一元化、③地域移行支援の対象拡大、④地域生活支援事業が追加されました。

平成 25 年 4 月 障害者の法定雇用率を引き上げる政令の布告

障害者雇用率制度とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」を根拠に、事業主に対して労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけるものです。今回の雇用率の見直しでは、民間企業は現行 1.8%が 2.0%に、公共団体等は現行の 2.1%が 2.3%に、教育委員会は現行の 2.0%が 2.2%になりました。

平成 25 年 12 月 障害者権利条約への批准

障害者基本法の改正や障害者差別解消法が成立したこと等により、平成 25 年 12 月、国内の法律が障害者権利条約の求める水準に達したとして本条約の批准が国会で承認され、国連事務局への申請が翌年 1 月に受理されました。

平成 28 年 4 月 障害者の雇用を拡大するため、障害者雇用促進法（改正）の施行（予定）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支援を改善するための改正です。特に、障害者権利条約の批准に関連して、障害者に対する合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などが定められた他、法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が加えられました。

平成 28 年 4 月 障害者差別解消法の施行（予定）

障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するため制定されました。

（参考）平成 23 年 3 月 東日本大震災での障害者が受けた被害は大

東日本大震災の被害状況では、障害者は健常者に比べ被害が大きかったことが明らかになりました（人口に対する死亡率 1.03%、障害者 2.06%で、障害者は 2 倍。NHK 調査）。障害者制度改革推進会議でも、障害者への防災対策が検討されました。